

## 社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医認定試験施行規程

(平成2年2月9日制定)

(平成6年3月4日改正)

(平成10年7月1日改正)

## (目的)

第1条 社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度(以下「専門医制度」という。)規則第4条に基づき、専門医制度の認定試験はこの規程により施行する。

## (定義)

第2条 この規程において「本委員会」とは、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度委員会をいい、「委員長」とは、同委員会の委員長をいう。

2 この規程において「専門医」とは、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医をいう。

3 この規程において「指導医」とは、社団法人日本超音波医学会認定超音波指導医をいう。

## (受験資格)

第3条 専門医制度規則第5条に基づく研修を終了した者で、筆頭者として5篇以上の超音波医学に関する学会発表あるいは学術論文を有し、十分な超音波診療経験を有する者を受験有資格者とする。ただし、本委員会が適格と認めた学術集会又は学術誌等に限る。

## (申請)

第4条 専門医の認定試験を受けようとする者は、会誌に公示する期日中に、下記の書類を理事長に提出しなければならない。

- 一 認定試験受験申請書
- 二 業績表及びそれを証明する別刷ないしコピー
- 三 診療実績表
- 四 指定施設研修修了証
- 五 指導医の意見書
- 六 日本国医師免許証のコピー

ただし、第1号、第2号の業績表及び第3号から第5号は、所定の様式に従うこと。

第5条 受験者は、受験料として20,000円を納付しなければならない。

2 既納の受験料は、いかなる理由があっても、返却しない。

## (試験委員)

第6条 委員長は、認定試験を行うにあたり、試験委員会を組織し、これを統括する。

第7条 試験委員は、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

第8条 試験委員は、氏名を公開しない。

第9条 試験委員会は、認定試験を実施し、合否の判定を行い、結果を委員会に報告する。

第10条 試験委員の任期は、当該試験の業務が終了するまでの期間とする。

## (改廃)

第11条 この規程の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

1 この規程は、平成2年2月9日から施行する。

2 平成3年から平成6年までに受験しようとする者は、専門医制度規則第5条第3号の規定にかかわらず、指導医が規程第4条第5号の意見書により平成2年以前における研修を証明することができれば、これを含めることができる。